

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和六年六月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十二月十二日奈良県指令郡土第二一七号

令和六年五月十七日奈良県指令郡土第二一七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月四日郡土第六八〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年六月四日郡土第二三七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二五五番二、二五五番三、二七六番一、二七六番二、二七六番三、二七八番一、二七八番二、二八八番一、二八八番二、二八九番及び二九〇番の各一部並びに七七九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区島之内一丁目一番一四号 三和ビル三一〇号室

株式会社ZEV・CORPORATION 代表取締役 辻得夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二五五番三、二七六番一、二七七番、二七八番一及び二七八番二の各一部並びに七七九番二

下水道 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二五五番二、二五五番三、二七八番一及び七七九番二の各一部

水路 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二五五番二、二七六番一及び二七六番二の各一部